

事務連絡
平成 27 年 1 月 30 日

都道府県 フロン類対策担当部長 殿

環境省地球環境局フロン等対策推進室長
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室長

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の
周知等について（依頼）

日頃よりフロン類対策についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、平成 25 年 6 月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）と名称を改めます。本日、改正の全面施行を正式に平成 27 年 4 月 1 日とする旨の政令が公布されました。

つきましては、下記のとおり施行のため必要な取組を実施いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 貴都道府県下の関係業界団体等への周知

貴都道府県下における、第一種特定製品の管理者に係る関係事業者及び関係団体、市町村並びに第一種特定製品を管理する貴都道府県関係施設への一層の周知をお願いしたい。

また、併せて、フロン排出抑制法の施行日等を都道府県の広報誌へ掲載する等、積極的な広報をお願いしたい。

なお、環境省及び経済産業省から事業所管省庁に対し関係業界団体等への周知依頼を別添 2 のとおり行っているため、関係団体へ周知される際の参考にされたい。また、広報誌に掲載する場合の例を別添 3 のとおり添付するので、参考にされたい。



2. 施行のための準備作業

- (1) 法第 27 条に基づく第一種フロン類充填回収業の登録申請受理に係る準備
- (2) 施行規則第 49 条第 1 号に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外に関する都道府県知事の認定要綱等の制定又は改正（必要がある都道府県に限る。）
- (3) 主な第一種特定製品管理者の所在情報等の収集

3. 施行に向けたスケジュール

平成 25 年 6 月	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（フロン排出抑制法）の公布
平成 26 年 12 月 10 日	関係省令・告示の公布
平成 27 年 1 月 30 日	施行日政令の公布
平成 27 年 2 月	施行令の公布（予定）
平成 27 年 4 月 1 日	法の全面施行

4. 添付資料

- 別添 1 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行期日をも定める政令（平成二十七年政令第三十二号）
- 別添 2 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について（依頼） ※事業所管省庁宛て事務連絡
(別紙 1) フロン排出抑制法の概要
(別紙 2) 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について
- 別添 3 広報誌での周知文の例

以上